

マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働者派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働者派遣事業の状況に関する情報を提供いたします。

- 令和 8 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 40 人
- 令和 8 年 6 月 1 日付 派遣先事業所数(実績) 1 事業所
- 令和 7 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 44,606 円(8 時間全業務平均)
- 令和 6 年度 派遣労働者の賃金平均額 27,498 円(8 時間全業務平均)
- 令和 6 年度 マージン率の平均 38.4%

※労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除した割合

【マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について】

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・派遣労働者の社会保険料
派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- ・派遣労働者の年次有給休暇費用
派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- ・募集費・教育費・福利厚生費
派遣労働者の募集に必要となる募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費
その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、事務所賃借料など、事業運営のために必要な経費があります。

■キャリアコンサルティング窓口

電話または支社内での相談可

電話：029-284-0990(担当：小笠原)

■キャリアアップに資する教育訓練について

- ・入職時教育
- ・業務上における OJT 教育
- ・全社展開教育

教育に関する費用は、会社負担(労働者の費用負担なし)

■労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・協定労働者の範囲(情報処理等技術者)
- ・協定を締結している(有効期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日)